

本会議から付託された議案6件（平成25年4月臨時会の付議事件）を審査するため、平成25年4月19日に総務文教委員会を開催しました。

・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度総社市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

市税、地方交付税及び市債等の確定及び確定見込みに伴う補正並びに基金積立金の積立額確定等に伴う増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で承認すべきであると決定。

～質疑～

問： 地方交付税は、前年度比でどのくらいになっているのか。

答： 前年度比で、約2,400万円の減額である。

・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正について）

～内容～

関係法律の公布による、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住宅税の住宅借入金等税額控除の延長及び遅延金の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を実施することに伴う改正が主なもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で承認すべきであると決定。

・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画

税条例の一部改正について

～内容～

関係法律の公布による総社市都市計画税条例について早急に改正を加える必要が生じたもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で承認すべきであると決定。

・議案第 53 号 平成 25 年度総社市一般会計補正予算（第 1 号）

のうち，本委員会の所管に属する部分について

～内容～

国の経済対策により，平成 24 年度予算に前倒し措置をした総社中学校，総社西中学校，総社東小学校の耐震化及び山手幼稚園の園舎増築に関する予算の減額，並びに，総社東中学校のプレハブ教室の設置に伴う増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果，本件のうち，本委員会の所管に属する部分は，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問： 総社東中学校のプレハブ教室を設置することだが，今後の生徒数の見込みはどうか。

答： 生徒数の自然増は対応できる。転入などの社会増によるものは対応は困難であるが，中短期的な予測を立てて対応していきたい。

問： 35 人学級などの国の制度変更に伴う検討はできているのか。

答： 小学校 2 年生までの導入は済んでいるが，それ以上の学年に導入されることになっても対応できると考えている。

・同意第 2 号及び同意第 3 号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下山洋子^{しもやまようこ}氏（富原）を選任しようとするもの。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、山中榮輔^{やまなかえいすけ}氏（倉敷市）を再任しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**同意**すべきであると決定。

なお、別紙のとおり**附帯決議**を付することに決した。

～質疑～

問： 委員の選任による地域性については、どのように配慮されたか。

答： 地域性にも配慮するとともに地域を越えて適任者を選任したものである。

問： 女性が1人選任されることとなったが、今後の考え方はどうか。

答： 今後とも女性の登用については配慮していきたい。

平成25年4月19日に総務文教委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

・ 中学校の教育環境について

～内容～

市内各中学校の運動場などの教育環境の現状とその対応策について調査を行った。

資料に不明な箇所があったため、資料の再提出を請求することとした。

～質疑～

問： 総社東中学校と総社西中学校の運動場が狭く危険とのことだが、これまでに事故はあったか。

答： 錯綜して活動していると、特に野球のボールが一番危険なものである。陸上競技で走る練習をしている生徒、あるいはサッカー部やハンドボール部で活動中の生徒のところまでボールが飛んで行って当たってしまうことがあった。

問： 学校で、生徒に不測の事故が発生した場合、緊急時の対応マニュアルのようなものは作成しているのか。

答： 誰がどういうふうな連絡をして、どこへ届ける、救急車は誰が呼ぶといったマニュアルを

作成し対応している。例えば、総社中学校では、職員室の壁の上の方にそのチャート図を掲示し、教員がいつでも目に飛び込むようにして生徒の安全確保に努めている。

問： 総社西中学校では、数年後さらに生徒数が増加することだが運動場で行う体育等の授業に支障が出るのではないか。

答： 保健体育の授業を陸上競技場近くの少し広い場所を使用するなど今のままではとても狭い。市長部局に、どこか探してほしいとお願いしている。

問： 昭和中学校は生徒が少なく、運動場周辺部は使用が少ないため雑草が生えやすく除草が大変だというように少ないことによる悩みもある。総社東中学校や総社西中学校では生徒が多く困っているが、少なすぎて本当に困っている学校もあるということを忘れないように、市内中学校全域の教育環境を論議することが大切だと思うがどうか。

答： 大きいところには大きい悩み、小さいところには小さい悩み、それをストレートに受けて、児童、生徒、市民、みんなが同じような方向で、公平公正に勉強できる環境をつくっていかなければならない。

問： 資料中の運動場面積等の数値に図と表で差異があるのはなぜか。

答： 施設台帳上の面積数値と実質使用可能な有効面積数値を記載したために資料間の数値に差異が生じることとなった。

上記の調査以外に下記の事項について、当局から報告を受けた。

- ・教育長の出張について

同意第2号「教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて」及び
同意第3号「教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて」
に対する附帯決議について

教育問題が大きく取り上げられている昨今において、教育委員会の活性化が強く求められている。さらに、教育委員会を構成する教育委員が教育行政の運営に関して適切な判断・決定を行うためには、現行制度の理念、当面する教育・教育行政の諸課題についての深い理解と当事者としての自覚が必要であると思慮する。

したがって、本市教育行政の円滑な推進に鑑み、今後における教育委員の選任については、以下の事柄に配慮することを強く求める。

記

- 1 教育委員会が担う大きな役割は学校教育（義務教育）であるという観点から、学校教育（義務教育）に対して識見と経験を有する一定数の委員の選任について配慮すること。
- 2 本市の教育委員は現行では条例によって6名と定められているが、その数の妥当性について今後検討すること。
- 3 全市的な意見集約の観点から、可能な範囲で地域バランスに一定の配慮を図ること。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の趣旨にしたがい、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように今後更に配慮すること。
- 5 法の下では、教育長は教育委員のうちから互選で選任されることになっているが、教育長候補者としての教育委員はあらかじめ首長により特定されているのが通例であるため、首長が選任権については影響力を有していると言っても過言ではない。したがって、（教育行政のいわば全権を担う）教育長の任命に繋がる教育委員の選任については、その人選にあたり、その職責の性質上、学校教育に関する高い識見と経験、さらに教育行政専門職としての位置づけを配慮すること。

以上附帯決議する。

平成25年4月19日

総務文教委員会